

## カーボン・オフセットの取組に関する認定基準・スキームについて(論点整理)

**1. 認定基準・スキームを策定する目的**

カーボン・オフセットの取組に関する認定基準・スキームを策定する目的は、①カーボン・オフセット型の商品・サービス、②カーボン・オフセット型の会議・イベント、③自らの生活、事業活動等に伴う排出量のオフセット等のさまざまなカーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築するとともに、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することとする。

(参考:カーボン・オフセットの課題(「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(以下「環境省指針」という)1(3)から必要部分を抜粋)

**【カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、市場の育成の必要性】**

まず、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等に対し、広くカーボン・オフセットの取組に関する理解を広めるとともに、その取組を促進する必要がある。

カーボン・オフセットの取組は、欧米では広く実施されているが、我が国においてはまだ緒についたばかりであり、その効果を実現するためには、幅広くカーボン・オフセットの取組の概念やその事例等の情報を幅広く提供するなどし、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の認識を高めていく必要がある。

また、カーボン・オフセットの取組を意識した市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が取り組みやすくするよう、カーボン・オフセットの取組に関する情報の幅広い共有を進めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成することが必要である。

**【カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保する上での課題】**

①オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること\*

②オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性を確保する必要があること

- ③オフセットに用いられるクレジットのもととなる排出削減・吸収量が正確に算定される必要があること
- ④オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要があること
- ⑤オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること\*
- ⑥オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること

※①については、別途「カーボン・オフセットの対象となる GHG 排出量の算定方法に関するガイドライン」（以下「算定ガイドライン」という）を策定中。これは本認定基準の一部を構成するもの。

※⑤の一部として、本認定基準と並行し、別途「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」（以下「情報提供ガイドライン」という）を策定中。これは本認定基準の一部を構成するもの。

## **2. 認定基準**

### **(1)認定基準の要件**

カーボン・オフセットの取組は、環境省指針 1(1)において、以下のように定義されている。

「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し①、主体的にこれを削減する努力を行うとともに②、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により③、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる④をいう。」

この定義に基づき、カーボン・オフセットの取組の認定基準の要件は大まかに 4 点あると整理することができる。これに加え、本ワークショップにて検討を進めているカーボン・オフセットの取組に係る情報提供⑤を加え、5 つの要件に基づいて認定する基準とスキームを検討する。

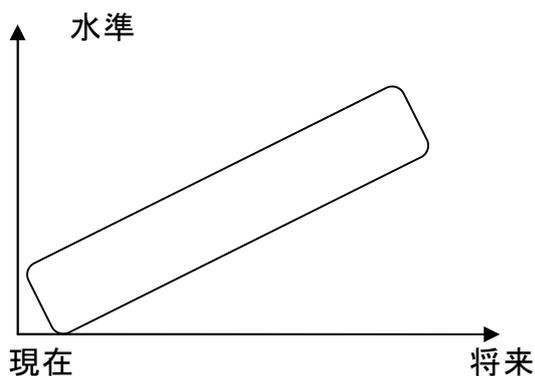
## (2)認定基準を検討するに当たっての基本的な考え方

2007年夏以降カーボン・オフセットの取組が急速に広がってきている中で、カーボン・オフセットの取組であるために必要な一定の条件を提示することで、カーボン・オフセット型の商品・サービスの購入、カーボン・オフセット型の会議・イベントの開催等を行う市民、事業者、地方自治体等に対して信頼性のある取組を推進していくことが必要となっている。

一方、認定基準の水準を高くしすぎると多くの事業者が基準に達せず、認定されるものが非常に少なくなってしまう、結果として認定制度の導入により必要な一定水準を満たすカーボン・オフセットを広く普及させることにはつながらないおそれがある。

これらのことを考慮すると、認定基準を検討するに当たっての基本的な考え方としては、次のように考えることが適当である。

### 取組の広がりとともに基準で求める水準を向上



- ・ 初期段階では認定基準を必要条件とし、徐々にあるべき姿へと誘導できる
- ・ カーボン・オフセットの取組の普及段階にある現在、高すぎる要求水準は取組自体の広がりを限定してしまう

この案は、初期の目標（カーボン・オフセットの取組としてふさわしいものを広く認定し普及を図る）と今後の目標（あるべきカーボン・オフセットの取組像を示し、普及させる）とを両立しうる案となっている。

## (3)認定の種類

カーボン・オフセットの取組は、

- ① オフセットの対象となる排出量を設定し、排出削減努力を行うとともに、どうしても排出してしまう部分を埋め合わせているもの（カーボン・オフセット型）

②オフセットの対象となる排出量は特定せず、商品・サービス、会議・イベント等に対応して一定量のクレジットを付与しているもの(クレジット付与型)

③オフセット自体をサービスとして提供しているもの(オフセット・プロバイダーによるオフセット支援サービス)(オフセット支援サービス型)

に分けることができる。ここでは、まず、①③について認定基準を検討することとする。

なお、②は埋め合わせに先立つ排出量の削減努力やオフセットの対象となる排出量を設定していないことからカーボン・オフセットの取組には該当しないと考えられるが、公正な市場形成の観点から、クレジットの調達・無効化等の処理が正しく行われているかを確認し、一定の信頼性を構築するニーズがあると考えられる。

表 認定の種類と要求する認定基準

| 認定の種類<br>認定基準                 | ①カーボン・オフ<br>セット型 | ②クレジット付与<br>型 | ③オフセット支援<br>サービス型 |
|-------------------------------|------------------|---------------|-------------------|
| 1) 排出量の認識                     | ○                |               | ○                 |
| 2) 削減努力                       | ○                |               | ○                 |
| 3) オフセットに用<br>いるクレジットの<br>購入等 | ○                | ○             | ○                 |
| 4) 排出量の埋め合<br>わせ              | ○                | ○             | ○                 |
| 5) 情報提供                       | ○                | ○             | ○                 |

また、カーボン・オフセット型の商品・サービスとクレジットが付与された商品・サービスの認定基準については、埋め合わせの方法や情報提供の方法(3)～5)についてオフセットの対象となる排出量の確認や情報提供の内容で一部違いが発生するものの、原則として同一の認定基準とする。

#### (4)各要件ごとの認定基準の基本的考え方

以下では、(3)の①～③のうち、主に①を念頭においた考え方を示す。なお、②及び③についても、3)～5)の基本的要素は共通する部分が多いものと考えられる。

また、カーボン・オフセットの取組には、①カーボン・オフセット型の商品・サービス、②カーボン・オフセット型の会議・イベント、③自らの生活、事業活

動等に伴う排出量のオフセット等のさまざまなものがあるが、カーボン・オフセットの取組の認定基準・スキームに関する論点を明確にする観点から、以下の各認定基準の要件の内容を検討するに当たり、このうち最も社会的要請が高く実例も多いと考えられる①を取り上げている。

### 【①オフセットの対象となる排出量の認識】

オフセットの対象となる排出量の算定手法については、環境省指針に基づき、公的機関がこれを示すのが望ましい。ここでいう公的機関としては、国又はカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）が適当であると考えられる。この算定方法については、別途算定方法ガイドラインを策定中である。

オフセットの対象となる排出量については、オフセットの対象とすると設定した活動の範囲（バウンダリ）の排出量となっているか、別途定められる算定ガイドラインに基づいて正しく算定された排出量となっているかが認定の対象となる。

### 【②削減努力】

カーボン・オフセットの取組として認定するに当たっては、オフセットの対象となる排出量について埋め合わせに先立って十分な削減努力を行ったかが認定の対象となる。

表 削減努力の評価基準と論点

| 努力を評価する観点    | 評価方法の案   | 論点   |
|--------------|--|--|
| A. 主体自身の削減取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>既存の法的枠組での取組状況（温対法、省エネ法、等の法令遵守）</u></li> <li>・ ISO14001 の取得等 EMS の確立や削減計画の有無等の外形的な評価</li> <li>・ 削減取組の自己宣言を作成してもらいその内容を評価</li> <li>・ カーボン・オフセットの取組の種類別に削減取組チェックリストにより判定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主体そのものに義務付けるのは厳しすぎるか。どのような場合に要求するか。</li> <li>・ 法令遵守については欠格事項として整理すべきではないか。</li> <li>・ 削減取組内容の適切性の評価基準を作成できるか。</li> <li>・ ベンチマーク指標は作成可能か。</li> </ul> |

| 努力を評価する観点                    | 評価方法の案   | 論点  |
|------------------------------|--|---|
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチマーク指標による比較</li> </ul>  |   |
| B.商品・サービスとしての削減取組            | <ul style="list-style-type: none"> <li><u>削減取組の内容を評価</u></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>削減取組内容の適切性の評価基準を作成できるか。</li> </ul>                 |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>自らの責任範囲(運営する工場、荷主となる物流等)内でのパフォーマンスによる判定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>合格の基準を作成できるか。</li> </ul>                           |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>カーボン・フットプリントによる判定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>普及に時間がかかる。合格の基準が設定できるか。</li> </ul>                 |
|                              | <ul style="list-style-type: none"> <li><u>製品により使用時のパフォーマンスによる判定(法令遵守)</u></li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象製品の定義が必要。</li> <li>欠格事項として整理すべきではないか。</li> </ul> |
| C.商品・サービスを利用する消費者に対する削減努力の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li><u>消費者の削減努力の促進</u> (自動車であればエコドライブの奨励等)</li> <li>消費者の削減努力を促進する措置の提供(自動車であれば燃費計の搭載等)</li> </ul> | 合格の基準を設定できるか。   |

※下線は、初期基準に採用する候補

### A. 主体自身の削減取組

#### (1)既存の法的枠組での取組状況<欠格事項>

温対法、省エネ法、自治体計画書制度で求められている取組が遵守されているかどうか、下記の基準を満たした場合に合格とする。

- 温対法、省エネ法等に基づく義務が適切に履行されているか。
- 法令で求められる削減努力を達成しているか。(省エネ法の中長期原単位1%削減等)

一般に商品・サービスに対する環境ラベルは商品・サービスそのものの品質・性能に即して判断されるため、それを提供する主体自身の取組を問われることはない（法令遵守については前提とされている例がある）。しかし、商品・サービスに対するオフセットは自らの削減対策では削減できない部分をその商品・サービスを購入する他者に協力を求めて埋め合わせる行為であり、まず自らの取組姿勢として主体自身の削減取組を求めることも考えられる。しかしながら現時点でそこまで含めてオフセットの取組としている事例はなく、初期段階として求めるのは厳しいことが予想されることから、認定するための前提条件として必須と考えられる法令遵守事項のみを確認することとする。

## **B. 商品・サービスとしての削減取組**

### **(1)削減取組の内容**

商品・サービスに対する具体的な削減取組を提示してもらい、削減効果がある取組を少なくとも1つ（VERを発行している取組を除く）実施していることが確認された場合に合格とする。

なお、消費者にとっての削減効果自体が主たる商品特性となっている場合（※）には特に重要であるため、削減効果の正確性をデータに基づき検証し、判定する。

※例えば省エネ性能を謳う商品

### **(2)製品の使用時のパフォーマンス<欠格事項>**

自動車、冷蔵庫、ルーター等一部の機器については、省エネ法のトップランナー基準で一定の省エネ性能の達成が義務付けられている。このような法令（現在のところ省エネ法のみ）に基づく要請がある場合には、達成していることを必要条件とする。

## **C. 商品・サービスを利用する消費者に対する削減努力の促進**

### **(1)消費者への情報提供**

以下の点を満足している場合に合格とする。

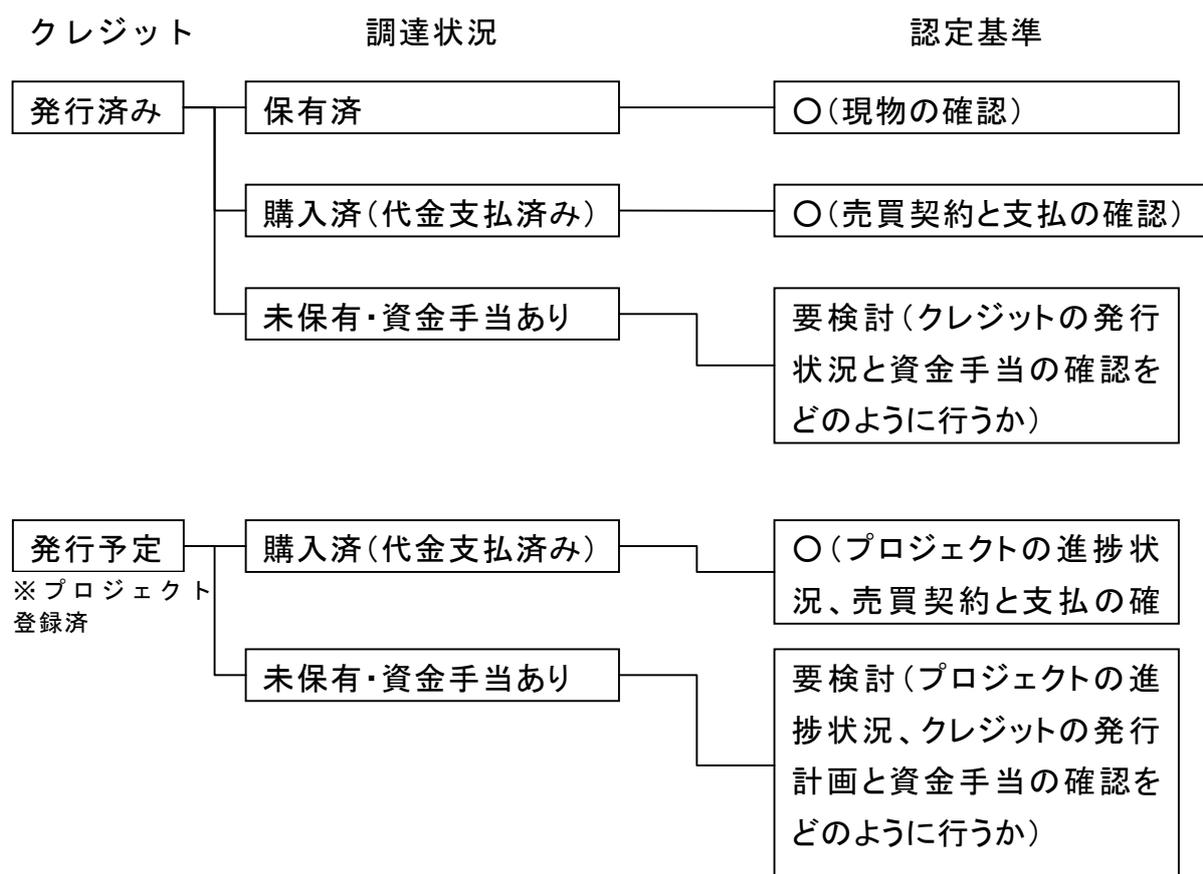
- ・ 情報提供ガイドラインに沿った必要項目を情報提供しているか。
- ・ 提供している情報が消費者の削減努力を促すものとして適切か。

### 【③オフセットに用いるクレジット購入等】

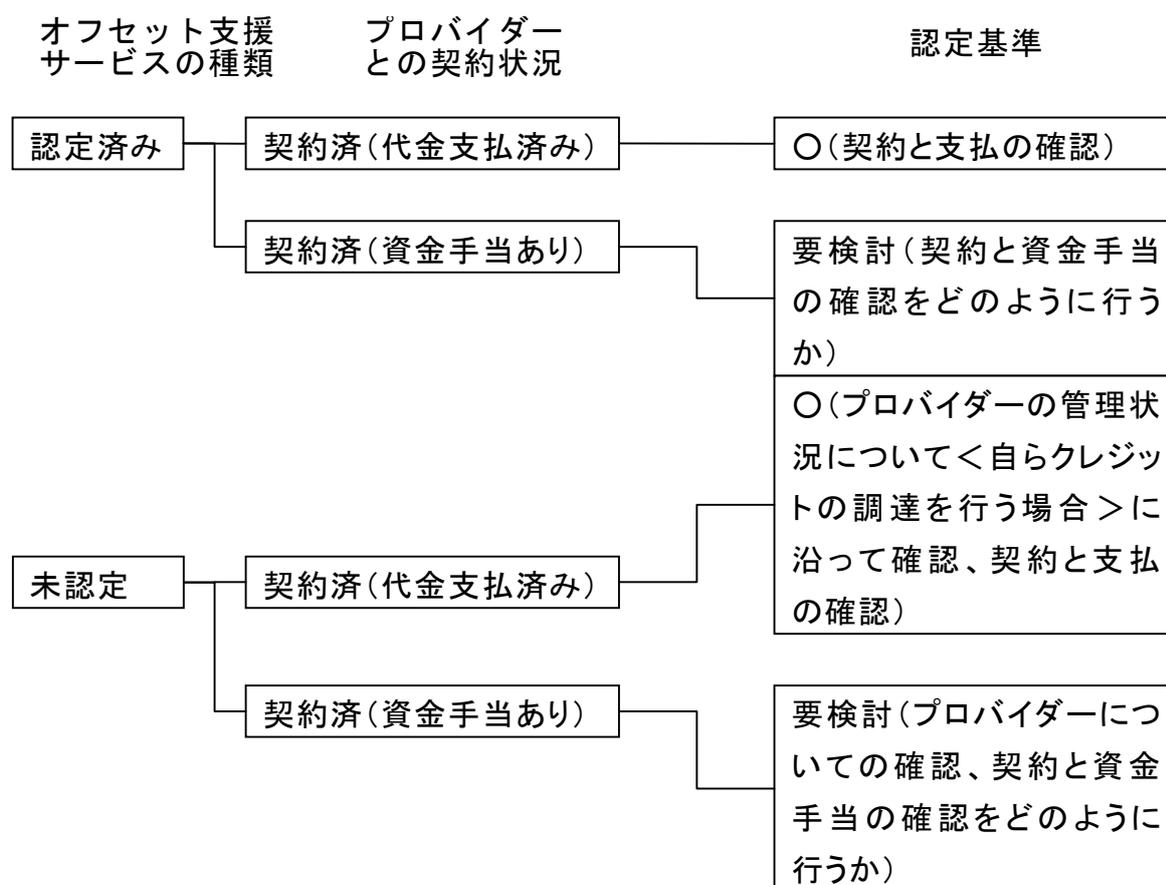
クレジットの購入等については、指針により、「確実な排出削減・吸収があること、温室効果ガスの吸収の場合その永続性が確保されていること、同一の排出削減・吸収が複数のカーボン・オフセットの取組に用いられていないこと等の一定の基準を満たしていることが必要」と示されている。この基準については、別途並行して開催されている「カーボン・オフセットに用いられる VER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会」(以下「VER 検討会」という)にて議論されている。

ここでは、上記の基準を満たすクレジットの購入等を前提として、そのクレジットの購入等が確実に実施されるのかという観点から、以下のような基準で認定を行う。

<自らクレジットの購入等を行う場合>



＜オフセット・プロバイダー※にクレジットの調達・管理を委託する場合＞



※：市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。

#### 【④排出量の埋め合わせ】

ここでは最終的に排出量が適切に埋め合わせられたかどうかを確認する基準が必要である。この認定基準としては、以下の観点が考えられる。

- (1) 排出量とオフセット量の対応関係が適切か
- (2) オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切か
- (3) クレジットの無効化の方法が適切か

このうち、(3)クレジットの無効化のタイミングについては、初期基準においては、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の早期の構築とカーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進等の観点から、原則として、例えばカーボン・オフセット型の商品・サービスについては、商品・サービスの提供

時に埋め合わせまでが完了していることとすることが考えられる。また、カーボン・オフセット型の会議・イベントや自己活動オフセットについては、事後でないとオフセットの対象となる排出量が判明しないことから、事前の段階においてはオフセット予定とするとともに、会議・イベントや活動終了後一定期間内に埋め合わせを行うこととすることも考えられる。

ただ、資金調達負担軽減のためや、商品・サービスの場合はキャンペーン等で数量限定のものを除き供給量が事前には想定できないことも多いことから、事後的にクレジットを調達して割り当てることも行われている。この場合には、商品・サービスの提供時にはオフセットされたかどうかを確定できず、オフセット予定とすることも考えられる。また、事前に初期の計画値に対して一定割合分のクレジットの調達と発行済みのクレジットの場合には一定割合の無効化を求め、残りは事後的に調整を求めるという考え方もある。

### 【⑤情報提供】

オフセットの取組に対する認識を高めるとともに、透明性を確保することにより信頼性を構築することを目的として情報提供ガイドラインを策定中である。ここでは、この情報提供ガイドラインに基づき適切な情報提供がなされているかを認定の基準とする必要がある。

#### (留意事項)

クレジットの購入、埋め合わせ等のカーボン・オフセットのプロセスの一部を代行する事業者を活用している場合には、カーボン・オフセット型の商品・サービスの第三者認定要件の一部について当該代行事業者の認定をもって代える等の簡素化の手法を検討する。

## 3. 認定スキーム

上述のように、カーボン・オフセットの取組に対する認定のタイミングを考えると、会議・イベント開催及び自己活動については事後的に認定することでよいが、商品・サービスの場合には事前に認定して消費者に提示することが必要となるため、事前の認定と事後的な確認とが必要となる。

このようなカーボン・オフセットの取組に対する認定スキームを運用するに当たっては、以下の各事項を行う必要がある。なお、ここでも2(4)と同様、カーボン・オフセット型の商品・サービスを例にとって検討している。

## **(1)方法論の検討による判断基準の整備**

排出量の算定方法（全体の精度や入手可能なデータ、事業者の関与の可能性等を踏まえて検討）についてはカーボン・オフセット型の商品・サービス等の種類に依存する。このため、主たる場合に対してはあらかじめ算定方法やその判断基準を用意しておくとしても、すべての場合を想定して用意しておくことはできない。新たなオフセット対象排出量の考え方が現れた場合には、改めて考え方の妥当性を検討することが必要となってくる。

- ・ 新たなオフセットの考え方に基づく算定方法：事業者が自ら考案し、提案、審査
- ・ 上記に対応する算定方法の判断基準：制度運用者が上記に応じて制定

## **(2)個々の取組に対する適合性の判断**

実際の取組が確立された指針、方法論に適合しているかを判断基準に照らして確認する行為であり、実際に適正な取組が行われているかを判断する。排出量の認識、削減努力の確認に加え、クレジットの調達や排出量のオフセットの確認もここに含まれる。

信頼性を高めるためには、取組の現場でのデータ管理方法や根拠の確認等も必要となるため、制度の管理者がすべて直接実施すると対応能力に限られることとなる。この課題についてどのように対処することが適切かについて、検討を要する。

## **(3)認定ラベルの発行・登録・管理**

認定を受けた商品・サービス等に対しては、一定の基準に基づいた認定ラベルの使用を許可することとなる。認定ラベルの発行は一元的管理ができるよう、制度運用者が行うのが望ましい。

＜管理すべき情報の例＞

- ・ ラベルの発行番号、有効期限
- ・ オフセット対象の取組の概要
- ・ 認識した排出量（計画時・実績、計測した時点）
- ・ 適用した算定方法（計画時・実績）
- ・ 削減努力の内容（計画時・実績）

- ・ オフセットした量（計画時・実績）
- ・ オフセットに用いたクレジットの種類と量（計画時・実績）
- ・ クレジットの無効化状況（計画時・実績）
- ・ 認定した認証機関と検証結果報告書（計画時・実績）
- ・ 情報提供の内容（計画時・実績）

また、認定ラベルが適切に使用されているかどうか、抜き打ち検査を行い、必要に応じて指導を行うとともに、問題点の把握に努める必要がある。

#### **(4)認定制度の継続的改善**

以上のような認定ラベル制度そのものの日常的な運用とは別に、認定ラベルの効果や消費者に対する認知度等を定期的にモニタリングして制度の改善につなげることが必要である。具体的には以下のような観点が考えられる。

- ・ 認定ラベルの効果の調査
  - 認定ラベル制度の効率化、改善 等
- ・ 認定ラベルの使用実態の調査
  - 認定ラベル使用事例の収集、情報提供、不適切事例の改善 等
- ・ 消費者の認知度、購買行動に与える影響の調査
  - 消費者への普及・宣伝の強化・改善 等

複数の認定機関を設けて認定スキームを設けると想定した場合、次のような形態が考えられる。なお、商品・サービスについては提供期間が限定されないため、認定の有効期間を定め、一定の期間を区切って事後的に審査するとともに、一定期間ごとに定期審査することが必要である。

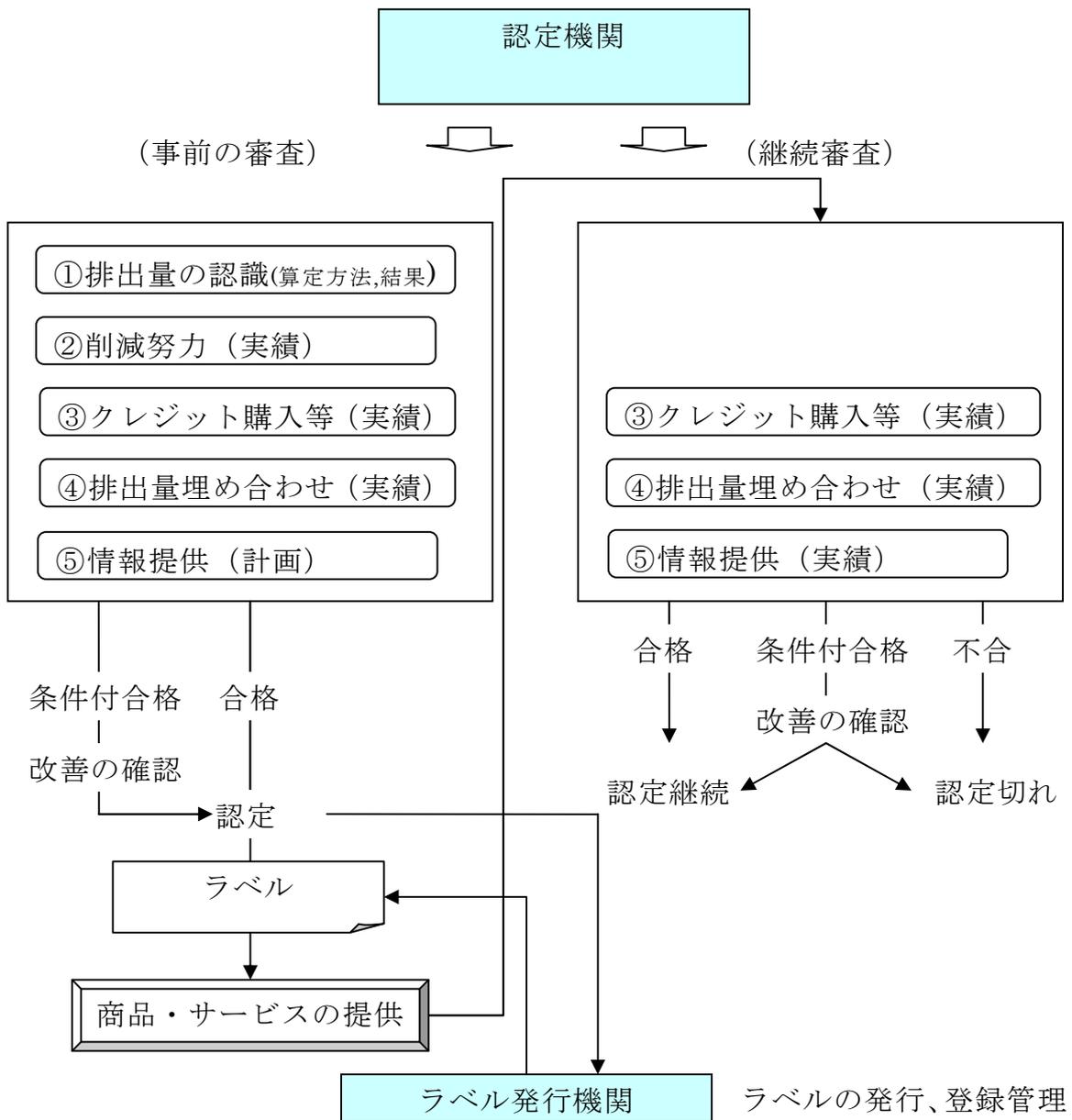


図 事前オフセット型の概略イメージ

※事前にオフセットに用いるクレジットを取得できていない商品・サービスの場合には、定期的に事後審査を行うことも考えられる。